

## 地方消費税率引上げ分における使途の明確化について 【令和3年度決算分】

平成26年4月より、国と地方を合わせた消費税の税率が5%から8%に改正され、また、令和元年10月より8%から10%に改正されました。

これにより、本市の歳入である地方消費税交付金は増収となりますが、その増収分については地方税法第72条の116により、「消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。」とされております。

串間市では、令和3年度決算における消費税の税率改正に伴う増収分が、2億4,195万5千円となり、以下の事業に充当しています。

### 【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名		決算額	国県支出金	市債	その他	一般財源	充当額
社会福祉	重度心身障害者医療費対策費	49,192	23,189			26,003	241,955
	障害者地域生活支援事業	34,131	9,407			24,724	
	障害福祉サービス等給付事業	564,543	430,071			134,472	
	養護老人ホーム入所者援護費	251,922			42,765	209,157	
	教育・保育施設措置費	989,201	707,276		12,131	269,794	
	子ども医療費助成事業	53,114	8,712		28,056	16,346	
	児童扶養手当支給事業	103,172	34,342			68,830	
	母子及び父子家庭等医療費助成事業	8,691	3,246			5,445	
	生活保護費	383,318	282,032		4,363	96,923	
	小計	2,437,284	1,498,275		87,315	851,694	
社会保険	介護保険特別会計繰出金	455,867	31,512			424,355	241,955
	小計	455,867	31,512			424,355	
保健衛生	感染症予防事業	23,712	280			23,432	241,955
	病院事業費	280,000				280,000	
	がん検診事業	19,311			3,021	16,290	
	小計	323,023	280		3,021	319,722	
合計		3,216,174	1,530,067		90,336	1,595,771	241,955

※決算額には人件費及び事務費は含まれておりません。